

共通編

資料①

指定障害福祉サービス事業所等 運営に係る注意点等について (全事業者向け)



令和6年3月26日
岐阜県健康福祉部障害福祉課
事業所指導係

①指導及び監査について



はじめに

- ▶ 指定障害福祉サービス等の事業の運営については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」又は「児童福祉法」以下、省令、告示、岐阜県条例の定めのほか、厚生労働省からの各種通知において求められた基準を満たす必要があります。
- ▶ 基準を満たさない運営がされた場合は県から指導を行い、その指導に従わない場合は、指定の取消を行うことがあります。
(取消の場合は法人名・事業所名・代表者名・管理者名等を公表します。)

指導及び監査の実施方法

(1) 集団指導

指定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。（年1回の全事業所のほか、分野別に複数回、開設3ヶ月以内の新規事業所向け集団指導を開催予定）

(2) 実地指導

事業所・施設において、実地指導担当者が実地により関係書類等の確認及びヒアリングを行うことにより実施します。（障害児入所施設は原則毎年、その他施設・事業所は概ね3年に1回）

(3) 監査

指定基準違反や、不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に実施します。

※監査については、事前通告なく（当日に通知）、立入検査を実施するなど、より実効性のある方法で行います。違反が認められた場合は、「指定取消」等の行政上の措置を機動的に行います。

指定取消・効力停止の主な事例（1）

■他都道府県における主な事例

(1)障害者の人格尊重義務違反(2号)

・従業員による虐待等。

【具体的事例】

職員が利用者に対して、日常的に侮辱的発言を行った（心理的虐待）

職員が利用者に対して、叩く、つねる、部屋に閉じ込める行為を行った（身体的虐待）

(2)人員基準違反(3号)

・管理者及びサービス管理責任者の未配置。

(3)運営基準違反(4号)

・個別支援計画等に基づかないサービス提供。

(4)不正請求(5号)

・サービスを提供をしていない日について、虚偽のサービス提供記録及びサービス提供実績記録表を作成して報酬を不正に請求。

【具体的事例】

利用実績がない日について虚偽の支援記録を作成し、サービス提供を行ったものとして報酬の請求を行った。

サービス管理責任等が不在であるにも関わらず、必要な減算を行わなかった。

指定取消・効力停止の主な事例（2）

(5) 虚偽報告(6号)

- ・監査における虚偽書類の提出(虚偽答弁)。

(6) 監査の妨害・忌避(7号)

- ・監査における障害福祉サービス事業者の代表者の出頭拒否。
- ・事業所の営業の所在を不明な状態にし、監査の進行を妨げた。

(7) 不正の手段による指定申請(8号)

- ・虚偽の人員配置による指定申請書類の提出。

【具体的事例】

児童発達支援管理責任者の配置が必要であることを認識していたが、実際に配置できる見込みがない人員を児童発達支援責任者として配置するとして、人員基準を満たす旨の指定申請を行い不正の手段の指定を受けた。

生活支援員、職業指導員の配置が必要であることを認識していたが、実際には雇用することなく、人員基準を満たす旨の虚偽の指定申請を行い不正の手段の指定を受けた。

※不正請求、不正の手段による指定申請、人員基準等の違反は実地指導や給付額確認の際、必ず判明します。事業所の運営にあたっては、設備・人員・運営に関する基準を遵守のうえ、適正な運営を心掛けてください。

②障害福祉サービス等情報公表制度について



障害福祉サービス等情報公表制度について

【趣旨・目的】

この制度は、障害福祉サービス等の利用者やその家族が、公表された情報をもとに障害福祉サービス等事業者やサービス内容を比較検討し、希望にあったものを適切に選択できるよう支援すること、また、障害福祉サービス等事業者がこの制度への取組みを通じて、提供するサービスの質を向上していくことを目的としています。

【報告・公表方法】

- ▶ ①独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システムを利用し、**直接公表システムに入力することにより、県へ報告**することとなります。
- ▶ ②内容に不足等がなければ、承認→公表となります。不備等があれば、差し戻しますので修正後再度申請してください。
- ▶ ③報告の基準日は、4月1日、**報告の開始日は、5月1日**です。
- ▶ ④**報告の期限は、7月31日**です。なお、**新規に指定を受けた場合は指定を受けた日から1か月以内**となります。

・利用者保護等の観点から、事業者等から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するために調査を行う場合があります。
・報告をしないとき、虚偽の報告をしたとき等は、是正命令や指定の取消し等の行政上の措置が規定されています。

令和6年4月1日から、障害福祉サービス等情報公表システム上で未報告となっている場合、事業所に減算が適用されますので、必ず報告いただくようお願いします。

【入力手順】

①障害福祉サービス等情報公表システムを開き、「ログイン画面」をクリックします。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/>

②法人のログインID、パスワードを入力し、「ログイン」をクリックします。

※ログインIDは原則法人で一つです。

※パスワード忘れた場合は、「[パスワードをお忘れの場合はこちら](#)」をクリックすると、登録しているメールアドレスに仮パスワードが届きます。

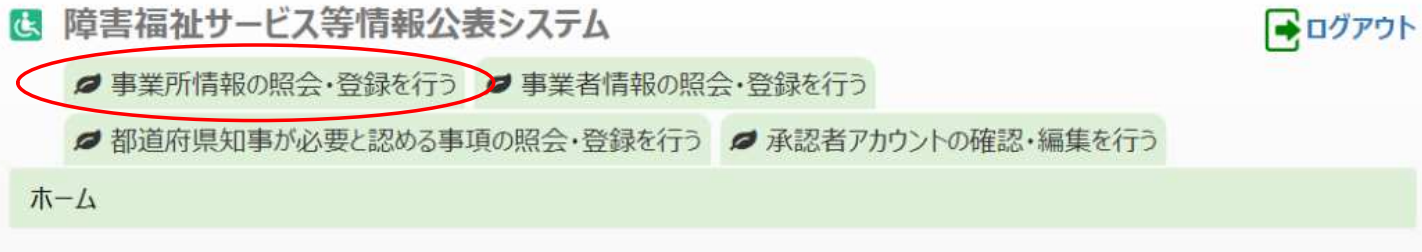
※ログインIDを忘れた場合、メールアドレスを変更する場合は、[県障害福祉課までお電話ください](#)。



(WAMNETトップ画面からはこちらログイン)



③「事業所情報の照会・登録を行う」から、事業所情報を入力してください。



④7つのカテゴリ全て入力した後、「承認者へ申請する」から、承認申請を行います。必須項目以外も入力が必要ですので、入力漏れがないか確認してください。

カテゴリ



⑤障害福祉サービス等情報検索にて公表されます。

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

③災害時情報共有システムの運用について



「災害時情報共有システム」概要と利用方法

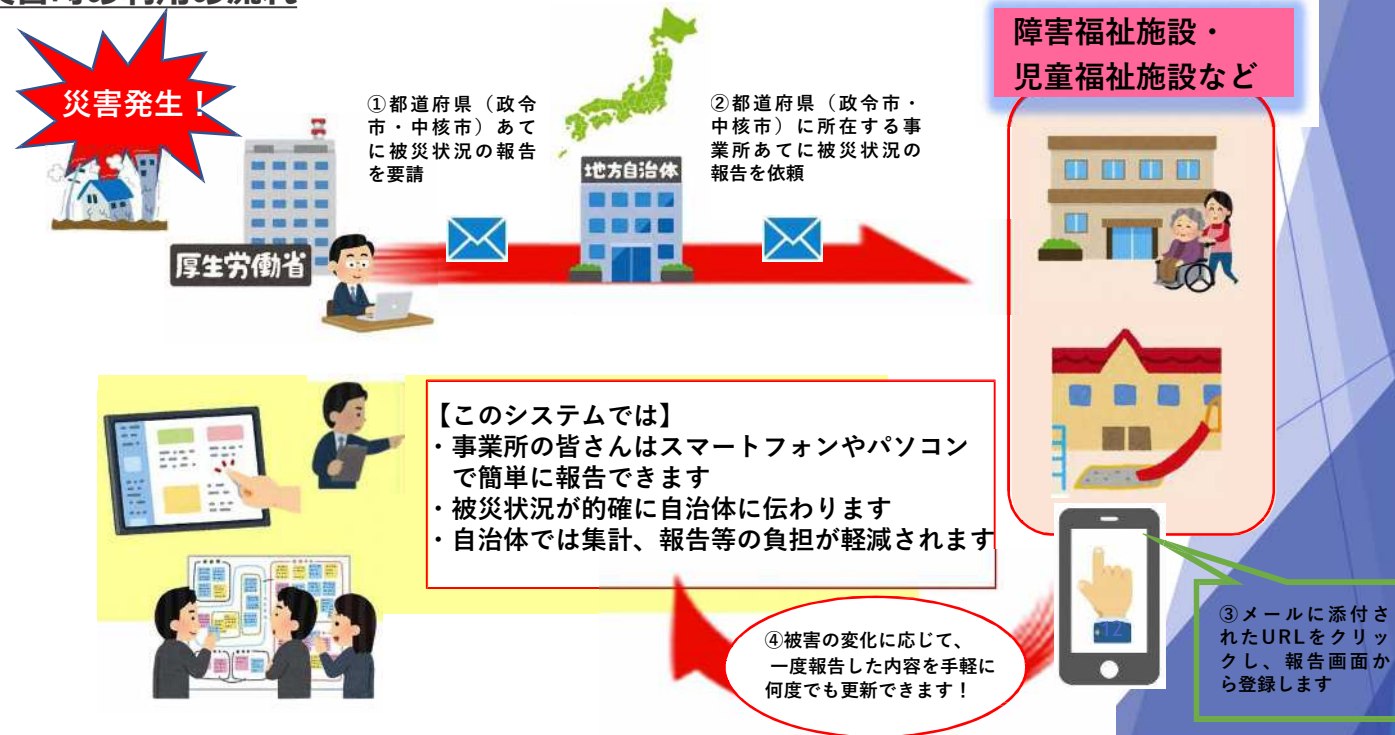
1) 災害時情報共有システムとは

(参考)全国厚生労働関係部局長会議資料

災害発生時に、事業所の被災状況を事業所と自治体、国（厚生労働省）の間で情報共有するためのシステムです。国を通じて被災状況の報告を求められた際に、事業所のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、事業所の被害状況を的確に、簡単に知らせることができます。

自治体・国では、事業所から報告された被災状況を速やかに確認・把握した上で、必要な支援につないでいくことができます。

2) 災害時の利用の流れ



「災害時情報共有システム」概要と利用方法

3) システムの特徴

1. 災害が発生すると、災害の規模などから必要に応じ国(厚生労働省)が被災状況の報告を求めます。国は都道府県（政令市・中核市）を通じ、事業所の皆さまへ報告を依頼しますが、その際、事前に登録いただいた連絡先に専用のURLが送られますので、システムにアクセスし、被災情報の報告を行っていただきます。（**アクセスの際にID、PWは不要です。**）
2. 被災状況報告は、同じURLから複数回登録が可能ですので、状況変化に応じて、報告内容を随時更新できます。

4) システムへの登録について **※岐阜市所管事業所を除く**

県ホームページ（URL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16610.html>）をご覧ください。

災害時情報共有システム登録票に必要事項を記載の上、**Excelファイルの状態**でメールに添付いただき、関係市町村担当課宛てにお送りください。

※件名を「災害時情報共有システムへの登録-（事業所名）」としてください。

? 困ったときは…

- ①被災状況報告指示メールを**紛失**してしまった！システムにアクセスできない。
→以下URL（<https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do>）にて、メールアドレス欄に施設連絡先メールアドレスまたは災害時緊急連絡先を入力して、「被災状況登録メール送信」をクリックすると、メールを受信できます。
- ②システムからの連絡用メールアドレスや、災害時緊急連絡先の**変更**をしたい。
→①のURLからメールアドレス欄に施設連絡先メールアドレスを入力して、「施設情報登録メール送信」をクリックすると、施設情報更新申請用メールを受信できますので変更申請をします。（操作説明書①と同じページを参照）

④令和6年4月に義務化される事項について



令和6年4月に義務化される事項の概要

	項目	対象サービス	内容	義務化開始	未実施の場合の減算
1	感染症対策の強化	全サービス	①委員会の開催 ②指針の整備 ③研修の実施 ④訓練（シミュレーション）の実施	R6.4.1～	—
2	感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化	全サービス	①業務継続に向けた計画等の策定 ②研修の実施 ③訓練（シミュレーション）の実施	R6.4.1～	R6.4.1より減算（一部経過措置あり）
3	安全計画の策定	全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設	①事業所の設備の安全点検 ②安全計画の策定 ③従業者への研修及び訓練の実施 ④従業者及び保護者への周知	R6.4.1～	—
4	送迎車両における安全装置の設置義務化等	児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス	①送迎車両に車内の利用児童の見落としを防止する装置の装備 ②利用児童の所在確認	R6.4.1～	—

令和6年4月に義務化される事項の概要

1. 感染症対策の強化

○ 全ての障害福祉サービス等事業者に、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施を義務付ける。

2. 感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化

○ 全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を義務づける。

3. 安全計画の策定

○ 全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設を対象に、安全計画の策定、従業者に対する周知及び研修・訓練の実施、保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知を義務付ける。

4. 送迎車両における安全装置の設置義務化等

○ 送迎時の児童の見落としを防止するため、送迎車両へブザー等の安全装置の設置を義務付ける。

◆感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化 (対象：全てのサービス)

社会福祉施設等における業務継続計画（BCP）について

社会福祉施設等においては、高齢者や障害者など、日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、災害等により、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症発生時においても、サービス提供に必要な人材を確保しつつ、感染防止対策の徹底を前提とした継続的なサービス提供が求められます。

こうした事態が生じた場合でも最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、マスク等の衛生用品、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等を定める「業務継続計画」（BCP）を策定することが有効であることから、介護分野や障害福祉分野等においては、運営基準の見直しにより、当該計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられました。

出典：「令和2年度 社会・援護局関係主管課長会議資料（厚生労働省）」(P29)

◆感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化 (対象：全てのサービス)

(1) 業務継続計画の策定

◆ **感染症に係る業務継続計画と災害に係る業務継続計画を策定**すること。

※業務継続計画には、下表の項目等を記載してください。

※各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。
(次スライドに厚生労働省HPのURLを掲載しています。)

※感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。

感染症に係る業務継続計画	災害に係る業務継続計画
(ア) 平時からの備え (体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、装備品の確保等)	(ア) 平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
(イ) 初動対応	(イ) 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等)
(ウ) 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)	(ウ) 他施設及び地域との連携

◆感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化 (対象：全てのサービス)

※業務継続計画の策定については厚生労働省HPにおいて、業務継続計画の作成を支援するための研修動画及びガイドライン等が紹介されています。自然災害編と新型コロナウイルス感染症編に分かれて掲載されています。以下のWAMNETのホームページを参照ください。

URL:<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/dprevent/dprevent007.html>

項目	総論	新型コロナウイルス感染症編	自然災害編
研修動画	1: BCPとは	2: 共通事項 3: 入所・入居系 4: 通所系 5: 訪問系 6: BCPを現場で活用するポイント	
	ガイドライン等	業務継続ガイドライン(PDF)	業務継続ガイドライン(PDF)
		様式ツール集(Excel)	
		ひな形(入所・入居系)(Word)	自然災害BCPひな形(Word)
		ひな形(通所系)(Word)	
		ひな形(訪問系)(Word)	

業務継続計画策定に係る研修動画（該当サービス）をご視聴ください。

業務継続計画ガイドライン及びひな形を参照いただき、事業所ごとの業務継続計画を策定してください。

②感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化 (対象：全てのサービス)

(2) 業務継続計画の周知及び定期的な研修・訓練の実施

- ◆ 研修において、業務継続計画の具体的内容を職員に共有すること。
- ◆ 訓練において、事業所内の役割分担の確認や、感染症や災害の発生時に実践する支援の演習等を実施すること。
- ◆ **全従業員に対して実施**すること。
- ◆ 定期的に実施**(年1回以上(入所施設では年2回以上))**すること。
- ◆ 研修・訓練の**実施記録を作成**すること。

令和5年8月に実施しました分野別集団指導では「1回以上」とお話ししましたが、指定障害者支援施設及び障害児入所施設においては「2回以上」が正しい基準ですので追記します。

(3) 業務継続計画の定期的な見直し

- ◆ 業務継続計画において、あらかじめ役割分担を明確にし、情報を正しく把握した上で、意思決定者から指示できる仕組みが必要。
(例) 各担当者を決めておく、連絡先を整理する、必要な物資を整理しておく、事業所内で共有する等
- ◆ 研修・訓練で生じた課題を踏まえて、定期的に見直すこと

◆安全計画の策定

(対象：全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

(1) 安全計画の策定

事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画 **(安全計画) を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること。**

※ 安全計画の策定の詳細及び作成例については、令和5年7月7日付け「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」を发出しておりますので、ご確認ください。

【岐阜県ホームページ】

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 障がい者 > 法令・計画等 > 指定事業者の皆さまへR5 > 通知等

> 44.障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/289500.html>

◆安全計画の策定

(対象：全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

(2) 従業者に対する周知及び研修・訓練の実施
従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施すること。

(3) 保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知
障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

(4) 定期的な安全計画の見直し・変更
定期的な安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

◆送迎車両における安全装置の設置義務化等

(対象：児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

〈対象となる車両について〉

送迎に使用される自動車のうち、座席（※）が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。

※「座席」には、車椅子を使用する児童が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。



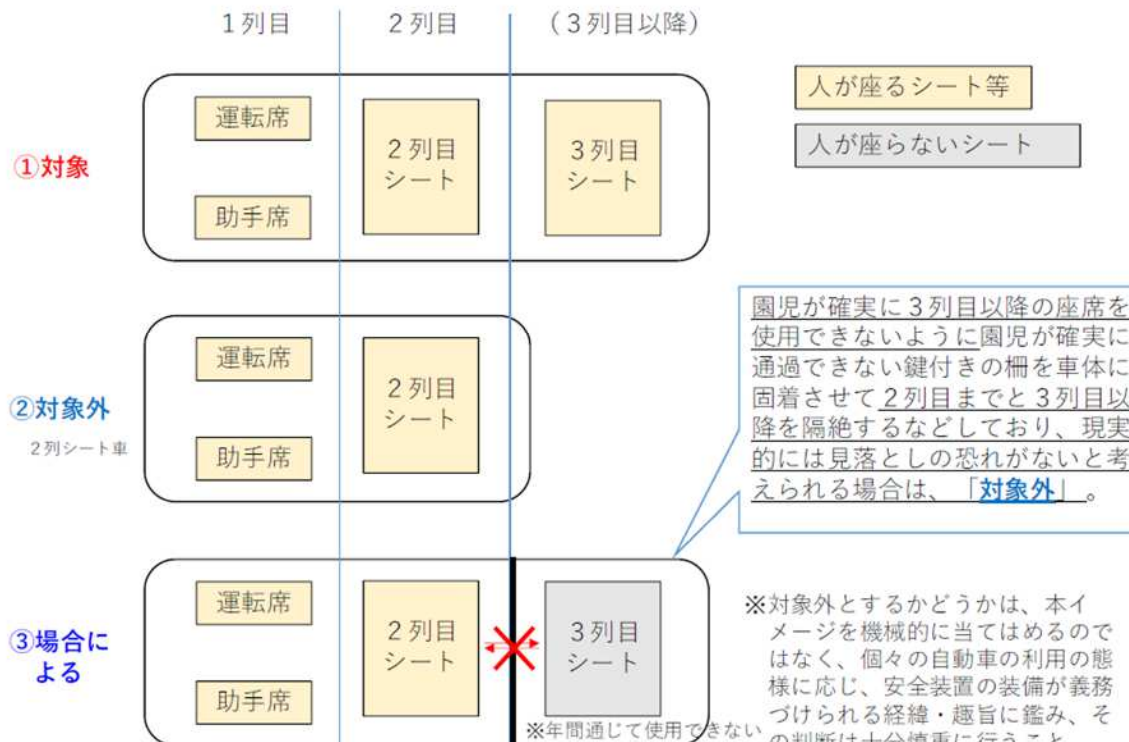
詳細については次のページを参照。

◆送迎車両における安全装置の設置義務化等

(対象：児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

(参考) 義務付けの対象となる車両について

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①

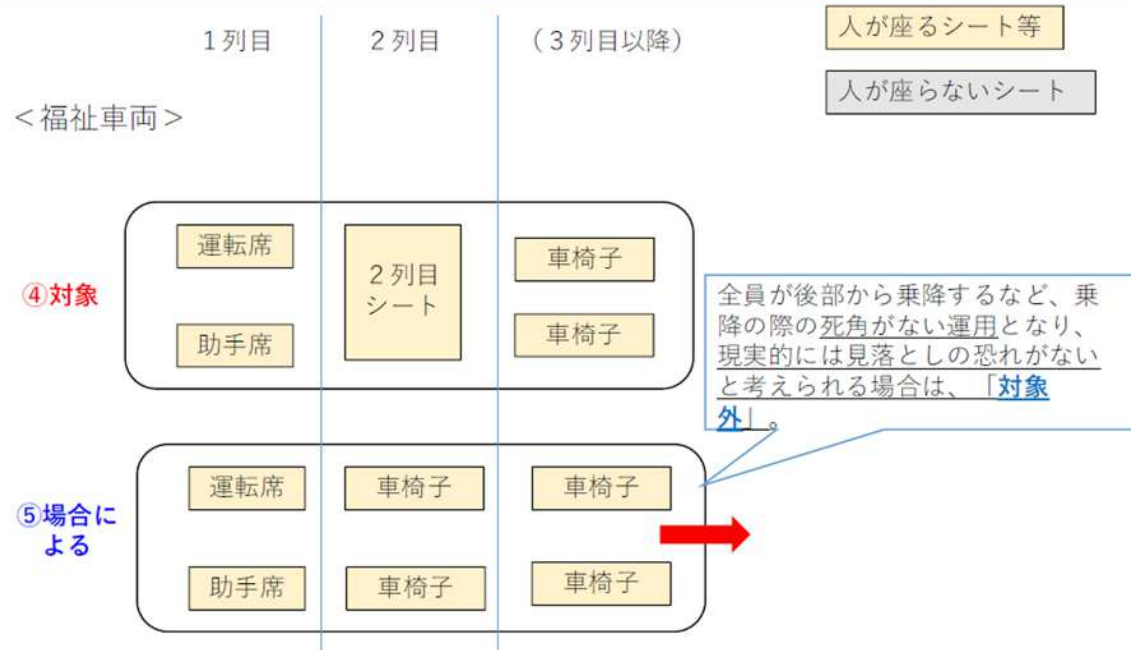


◆送迎車両における安全装置の設置義務化等

(対象：児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

(参考) 義務付けの対象となる車両について

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

◆送迎車両における安全装置の設置義務化等

(対象：児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

〈装備すべき安全装置〉

国土交通省が令和4年12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するもの。

→ 今後、各事業所において以下の安全装置リストを参考に購入する装置を選択する。(リストの内容は随時更新される予定。)

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて
(こども家庭庁)

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

⑤指定障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正の概要について

＜障害福祉サービス等における横断的な改定事項＞



個別支援計画の共有

【短期入所、就労選択支援、地域定着支援、障害児入所施設を除く全サービス】

(指定障害福祉サービス、指定障害児通所支援共通)

- ▶ サービス管理責任者等は、個別支援計画等について、利用者（又は保護者）に交付している各サービスの個別支援計画等を、指定特定相談事業者等に交付しなければならない。

(訪問系)

- ▶ サービス提供責任者は、利用者及びその同居している家族に交付している居宅介護計画等について、指定計画相談支援事業者等に交付しなければならない。

感染症発生時に備えた平時からの対応

【施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設】

- ▶ 指定共同生活援助事業者等（障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- ▶ また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

支援の質の確保

【施設入所支援、共同生活援助】

- ▶ 指定共同生活援助事業者等は、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。
- ▶ また、指定共同生活援助事業者等は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所等を見学する機会を設けなければならないこととする。
- ▶ 上記規定は、令和6年度からの努力義務。令和7年度から義務化。

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

⑥令和6年度報酬改定の概要について ＜障害福祉サービス等における横断的な改定事項＞



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定については、令和6年4月1日施行（就労選択支援に関する事項については、令和7年10月1日施行）
ただし、新たに追加される福祉・介護職員の処遇改善分及び処遇改善加算等の一本化については、令和6年6月1日施行

■ 「⑥令和6年度報酬改定の概要について」の資料は、厚生労働省及びこども家庭庁の障害福祉サービス等報酬改定検討チームの会議資料（令和6年2月6日）です。

■ 各事業所におかれては、本資料のほか、下記記載の厚労省HP掲載資料を確認の上、必要なお準備をお願いします。
厚生労働省HP「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37772.html

■ 留意事項通知等については、改定内容が確定し次第、通知します。（確定版の通知等の発出は3月末頃と見込まれます。）

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- ・ 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
 <職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等>
- ・ 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
 <地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月>
- ・ 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
 <基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（I）【新設】1000単位/月 等>
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
 <障害者支援施設等感染対策向上加算（I）【新設】10単位/月 等>
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
 <虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等>
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
 <栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長>
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
 <基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円>
- ・ 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）
 <管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等>

2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- ・ 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
 <特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加>
- ・ 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
 <入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上>
- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
 <居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等>

3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- ・ 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
 <生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける>
- ・ 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）
 <人員配置体制加算（I）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等>
- ・ 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
 <緊急短期入所受入加算（I）180単位 ⇒ 270単位 等>
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進
 <医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等>

4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- ・ 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
 <意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（II）【新設】60単位/日等>
- ・ 施設における10人規模の利用定員の設定
 <基本報酬で対応。生活介護も同様の対応>
- ・ 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
 <地域移行支援体制加算【新設】>
- ・ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
 <自立生活支援加算（I）【新設】1000単位/月 等>
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
 <グループホームの基本報酬の見直し>
- ・ グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
 <運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化>

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

5 訓練系サービス

(自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練))

- ・ 社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価
 <個別計画訓練支援加算(Ⅰ)【新設】47単位/日 等>
- ・ ピアサポートの専門性の評価
 <ピアサポート実施加算【新設】100単位/月>

6 就労系サービス

(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型
 ・就労定着支援・就労選択支援)

- ・ 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し
 <利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上>
- ・ 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し
 <就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し>
- ・ 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し
 <就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6:1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等>
- ・ 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し
 <就労定着支援の基本報酬の見直し>
- ・ 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定
 <就労選択支援サービス費【新設】 1210単位/日>

7 相談系サービス(計画相談支援・障害児相談支援)

- ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実
 <計画相談支援の基本報酬の見直し>
- ・ 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価
 <主任相談支援専門員配置加算 100単位/月
 ⇒ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ) 300単位/月・100単位/月>
- ・ 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
 <医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150~300単位/月 等>

8 障害児支援

(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援
 ・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

- ・ 児童発達支援センター等における中核機能の評価
 <中核機能強化加算【新設】22単位~155単位/日
 中核機能強化事業所加算【新設】75単位~187単位/日>
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進
 <総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等>
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入
 <児発・放デイの基本報酬の見直し >
- ・ 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実
 <入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等>
- ・ 家族支援の評価を充実
 <事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回(ワライ60単位)、延長支援加算の見直し 等>
- ・ インクルージョン推進の取組への評価を充実(保育所等訪問支援の充実 等)
 <訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日>
- ・ 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実
 <小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186~320単位/日
 ワライ型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等>

福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

概要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のペースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ペースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

単位数

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。
加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善				サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV		I	II	III	IV
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	就労継続支援B型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%	就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%	共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%	共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%	共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%	児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%	医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%	放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%
就労継続支援A型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%					

（注）令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

福祉・介護職員等処遇改善加算について②

算定要件等

- 新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
 - ※ それまでペースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ペースアップ等支援加算相当の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※）

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率（※）	区分	要件	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【8.1%】	Ⅰ	新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】 c. ペースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.0%】	Ⅱ	新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度） →ダブルアップごとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】 c. ペースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【6.7%】	Ⅲ	新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. ペースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【5.5%】	Ⅳ	・ 新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度） ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】 b. ペースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ペースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

※ 福祉・介護職員の処遇改善分及び処遇改善加算等の一本化については、令和6年6月1日施行です。一本化後の計画書等の様式・計画書及び実績報告書の提出については、別途通知します。

地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月** *拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限
(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位/日**

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所 (加算) 100単位/日 *拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所 (加算) **200単位/日** *連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

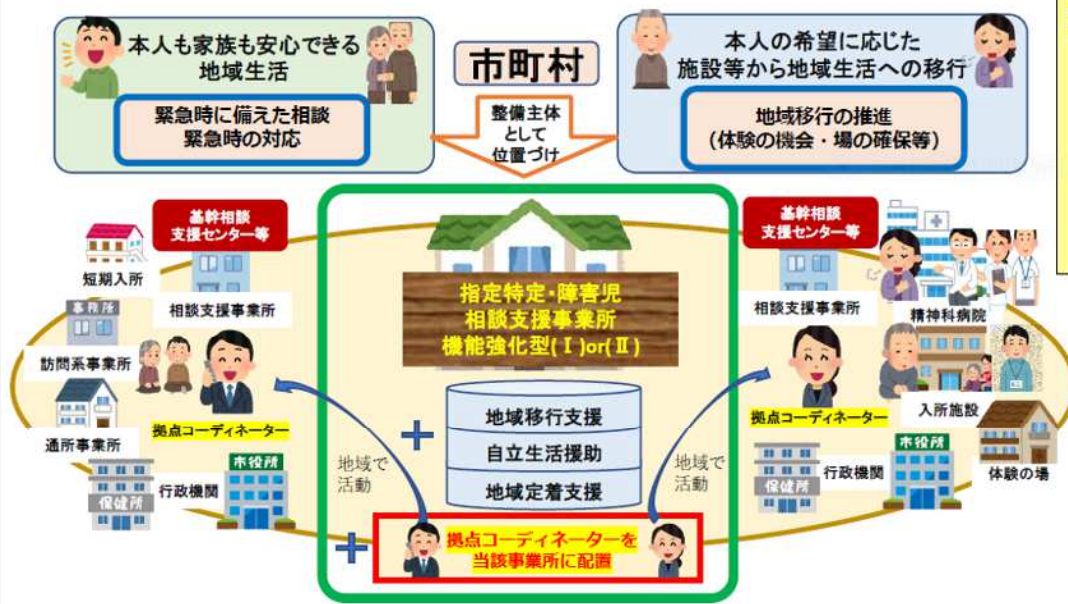
- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。（1月に3回を限度）

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算 (II) **60単位/日**



拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が**単独**で配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

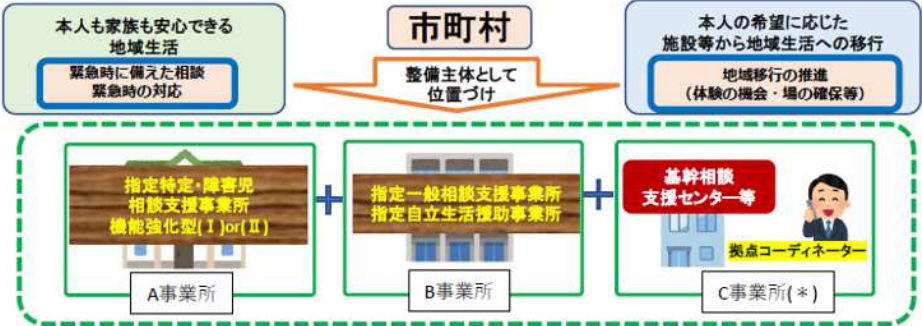
○ 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置した場合。
当該相談支援事業所等の計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援にそれぞれ加算する。
*コーディネーター1人当たり100回/月までの算定とする。

【拠点コーディネーターの役割（例）】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の地域における連携体制の構築
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等

*相談支援事業所は、拠点コーディネーターの役割は地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことに留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。
*本報酬は法第七十七条第三項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で**共同**して配置する場合



○ 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合に、それぞれの事業所が地域生活支援拠点等の機能で担う当該サービス費に加算する。

(*) 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

① 強度行動障害を有する者の受入体制の強化

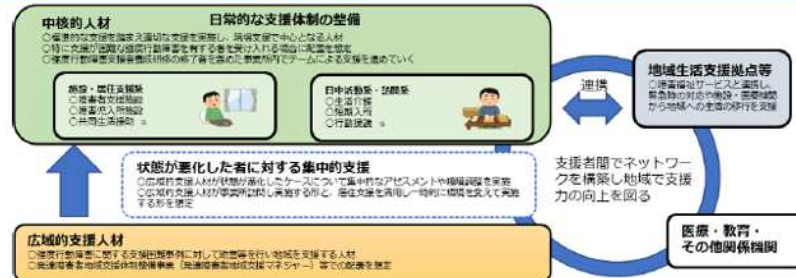
- 【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】
 - 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
 - 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
 - （現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上
- 【重度障害者支援加算（短期入所）】
 - 区分4,5の報酬区分を新設する。
 - 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。
- 【重度障害者支援加算（共同生活援助）】
 - 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。
- 【重度障害者支援加算（共通）】
 - 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

② 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
	受入・体制	初期	個別支援	初期	【新設】受入・体制	【新設】初期	個別支援	初期
生活介護・施設入所支援	180単位	400単位	+150単位	+200単位	360単位	500単位	+150単位	+200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

③ 行動援護における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。
- 【行動援護の基本報酬】（例）
 - ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行）407単位 →（見直し後）437単位
 - ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位 →（見直し後）1,904単位
- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。
 - ・ 医療・教育等の関係機関との連携 ・ 行動関連項目18点以上の者の受入れ
 - ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④ 重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。
 - 【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）
- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。
 - 【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

障第247号
令和5年5月26日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

身体拘束廃止未実施減算の取扱いについて

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、指定障害福祉サービス等事業の運営におきましては、令和3年度より身体的拘束等の適正化にかかる運営基準の改正があったところであり、令和3年度指定障害福祉サービス等報酬改定においても、当該改正に伴い経過措置終了後の令和5年4月1日以降身体拘束廃止未実施減算を適用することとされました。

ついては、身体拘束廃止未実施減算の取扱いについて下記のとおりお知らせします。

記

1 減算が適用されるサービス種別

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・短期入所・生活介護・共同生活援助・施設入所支援・療養介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援・児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児入所支援

2 減算される単位数

1日につき5単位を所定単位数から減算

3 減算が適用される要件

以下の運営基準のいずれかを満たさない場合に減算が適用されます。

(1)身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

(2)身体拘束等の適正化を検討するための委員会（以下、「身体拘束適正化検討委員会という。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること（定期的とは、少なくとも1年に1回以上）。

(3)身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(4)従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること（定期的とは、少なくとも1年に1回以上）。

(参考)
令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A
VOL.1（令和3年3月31日）

問18
Q 身体拘束等廃止未実施減算の適用要件である、身体拘束適正化検討委員会の開催及び研修の実施について、「年に1回」とは、年度で考えるのか。または、直近1年で考えるのか。
A 直近1年で考える。

実地指導では実施日から遡って1年以内に委員会、研修を実施しているか確認します。もしその期間に委員会、研修を実施していない場合、減算となる恐れがあります。（年1回実施の場合、毎年同じ月に開催する等、直近1年以内に1回以上開催してください）。

4 減算の適用期間

- 減算の適用開始月：事実が生じた月の翌月
実地指導等により運営基準を満たしていない事実が確認された月の翌月が減算の適用開始月となります。
- 減算の適用終了月：改善が認められた月
運営基準を満たしていない事実が生じた場合、障害福祉課あて（岐阜地域は岐阜地域福祉事務所あて）に改善計画をご提出いただき、その計画に基づいた改善状況を事実が生じた月から3月後に改善報告をご提出いただけます。当該報告により改善が認められた月が減算終了月となります。

5 その他

- 改善計画及び改善報告の参考様式については、実地指導等にて運営基準を満たさない事実を確認した際に、実地指導等の担当よりお知らせします。

減算される単位数が令和6年4月から引き上げされます。

障害福祉現場の業務効率化

<各種様式等の簡素化・標準化>

- 障害福祉分野における各種様式については、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、（中略）地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書（中略）について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成すること」、「標準様式等に関する検討結果を踏まえ（中略）電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する」とされている。
- このため、**令和5年度中にサービス類型ごとに、標準様式等を作成**することとしており、標準様式等を作成後、地方公共団体に対して活用を促し、令和6年度以降、その普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行うこととしている。
- また、令和6年度に「電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備」に向けた検討を実施する予定。

<標準様式等のイメージ（指定申請の場合）>

・現行の地方公共団体の申請様式等の構成を整理し、サービス類型を通じて共通の申請書、各サービス毎に記載が必要な事項をまとめた付表及び添付書類の一覧を作成する。

- ①指定申請書本体（サービスに関わらず共通の事項を記載）
- ②付表（各サービスごとに必要な項目を記載）
- ③添付書類の一覧（①や②の記載事項が正しいかを確認するための挙証資料）
考えられる添付書類：登記の写し、従業員との雇用契約書、財務諸表 など

<見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和>

- 見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和（現行）前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**2人**以上
⇒ 見守り機器を入所者数の15%以上設置：前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合 夜勤**1.9人**以上 等

<管理者の兼務範囲の見直し・テレワークの取扱いの明確化>

- 管理者の責務として、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を常時適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを示しつつ、訪問系サービス等の管理者について、こうした責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、**同一敷地内等に限らず兼務できる旨を示す。**
- **管理者について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能**であることを示す。また、**管理者以外の職種又は業務について、テレワークについて具体的な考え方を示す。**

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
 - ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
 - ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

14

障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

① 感染症発生時に備えた平時からの対応

<運営基準の見直し>

- 障害者支援施設等（障害者支援施設、グループホーム、（福祉型）障害児入所施設）について、新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う協定締結医療機関（*）と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化
- 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関と利用者の急変時等の対応等の取り決めを行う中で、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務化

<報酬による評価>

- 障害者支援施設等について、感染症発生時における施設内感染を防止する観点や感染者への医療提供を迅速に行う体制を平時から構築していく観点から、以下の①～③の要件を満たしている場合に評価。 **（Ⅰ）**
 - ① 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携体制を構築していること
 - ② 協力医療機関等と感染症発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設において対応可能な感染者については、協力医療機関等との連携の上で施設において療養することが可能であること
 - ③ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること
- 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けている場合に評価。 **（Ⅱ）**

（*）協定締結医療機関…令和4年12月に成立した感染症法等の改正により、都道府県は、新興感染症等の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症に係る協定を締結することとしている。

【新設】

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位/月
障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位/月

② 新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応

- 新興感染症等の発生時に、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大時の施設等における生活継続等の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合に評価。
- ※ 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定

【新設】

新興感染症等施設療養加算	240単位
--------------	-------

情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- ・ 100分の5に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）)

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

16

⑦令和6年度報酬改定(令和6年4月)に伴う体制届について



令和6年度報酬改定に関するスケジュール（案）

<R5年度>

- ・ 3月末：報酬改定に係る関係告示、留意事項通知、関係様式、QA通知

<R6年度>

- ・ 4月4日（木）：令和6年度報酬改定に係る質問用電子申請フォーム開設のお知らせ（※1）
- ・ 4月5日（金）：報酬改定に伴う体制届出の提出に係る事業所向け通知（※2）

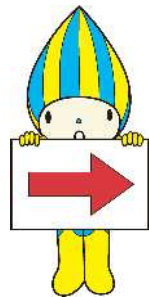
注：日程は現在の想定です。実際の通知等の日程は前後する可能性がありますので、必ず通知文書をご確認ください

※1 令和6年度報酬改定に係るご質問については、正確を期すため、報酬告示に伴う留意事項通知発出後、専用電子申請フォームにて質問受付することを予定しています。

今般の報酬改定等に伴い、多数のお問合せが予想されますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

※2 報酬改定後の体制届様式及び提出期限をお知らせします。県が指定する期限（4月19日（金）を想定しています。）までに届出があり、要件等の不備がなく受理可能となれば、4月1日に遡っての算定を認めます。

**⑧令和6年度報酬改定に係る福祉・
介護職員等処遇改善加算について
(令和6年6月改定)**



福祉・介護職員等処遇改善加算等について

概要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
 - 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
 - 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。
- 注) 福祉・介護職員等処遇改善加算等の改定は、令和6年6月からとなります。

福祉・介護職員等処遇改善加算について

算定要件等

- 新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
 - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※）

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率（※）	区分	新加算の要件	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
[8.1%]	Ⅰ	新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等） 	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
[8.0%]	Ⅱ	新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度） グループごとの配分ルール【撤廃】 	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
[6.7%]	Ⅲ	新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備 	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
[5.5%]	Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> 新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度） 賃金体系等の整備及び研修の実施等 	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

今後のスケジュール・通知の掲載箇所について

・今後のスケジュール

3月下旬 : 令和6年度処遇改善計画書（新様式）等を通知

4月15日 : 令和6年度処遇改善計画書の提出期限

⇒旧様式の使用は不可

⇒4月、5月分の処遇改善加算を算定する場合は、**継続、新規を問わず、4月15日までに令和6年度処遇改善計画書（新様式）を提出**してください。

⇒期限より遅れた場合は、通常のとおり、前々月末日までに提出のあったものについて、翌々月から算定開始となります。（4月16日提出⇒6月1日より算定）

・通知掲載箇所

○岐阜県ホームページ

トップ > 子ども・女性・医療・福祉 > 障がい者 > 障がい福祉サービス事業等

事業者向け情報 > 指定事業者の皆様への通知・照会等 > 令和5年度

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/289500.html>

○通知

150. 「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（案）」について

⑨福祉・介護職員処遇改善臨時 特例交付金について



令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金について

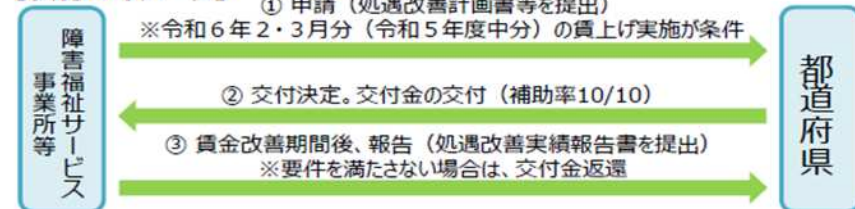
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を、令和6年2月から前倒して実施するために必要な経費を令和5年度内に都道府県に交付する。
- 福祉・介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

- ◎ **対象期間** 令和6年2月～5月分の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組みを行う）
- ◎ **交付金額** 対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。
- ◎ **取得要件**
 - ・ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している事業所（令和6年4月から福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得見込みの事業所も含む）
 - ・ 上記かつ、令和6年2・3月分（令和5年度中分）から実際に賃上げを行う事業所
 - ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は福祉・介護職員等の月額賃金（※）の改善に使用することを要件とする（4月分以降。基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮して、令和6年2・3月分は全額一時金による支給を可能とする。）
 - ※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」
- ◎ **対象となる職種**
 - ・ 福祉・介護職員
 - ・ 事業所の判断により、福祉・介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ◎ **申請方法** 各事業所において、都道府県に福祉・介護職員・その他職員の賃金改善額を記載した計画書（※）を提出。
※賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）
- ◎ **報告方法** 各事業所において、都道府県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書（※）を提出。
※賃金改善額の総額（対象とする職員全体の額）の記載を求める（職員個々人の賃金改善額の記載は求めない）

◎ **交付方法**
対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して交付金支払（国費10/10、約167億円（事務費含む））。

- ◎ **申請・交付スケジュール**
 - ✓ 都道府県に対しては令和5年度内に概算交付
 - ※ 事業者に対する交付スケジュールとして、都道府県における準備等の観点から、やむをえない事情による場合は、令和6年4月から受付、6月から交付することも想定。
 - ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】



令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付率について

- 現行の福祉・介護職員処遇改善加算等と同様、障害福祉サービス等種類ごとに、福祉・介護職員数に応じて設定された一律の交付率を障害福祉サービス等報酬に乗じる形で各事業者に交付。事業者ごとに交付される交付金額は、福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均6,000円（給与の約2%）の賃金引上げに相当する額になる。

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 	1. 6%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援A型 ・ 就労継続支援B型 ・ 就労定着支援 ・ 自立生活援助 	0. 7%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 	0. 8%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活援助（介護サービス包括型） ・ 共同生活援助（日中サービス支援型） ・ 共同生活援助（外部サービス利用型） 	1. 1%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所支援 ・ 短期入所 ・ 療養介護 	1. 6%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援 	1. 1%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立訓練（機能訓練） ・ 自立訓練（生活訓練） 	0. 9%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉型障害児入所施設 ・ 医療型障害児入所施設 	2. 1%

※ 地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は交付対象外。

※ 対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

※ 別途賃上げ効果が継続される取組みを行うとしていることを踏まえ、6月以降の取扱いについては、引き続き調整・検討予定。

2

今後の想定スケジュール・通知の掲載箇所について

・今後の想定スケジュール

4月上旬 : 要綱・計画書等を通知

⇒ 4月中に申請受付を開始するように想定

・通知掲載箇所

○岐阜県ホームページ

トップ > 子ども・女性・医療・福祉 > 障がい者 > 障がい福祉サービス事業等事業者向け情報 > 指定事業者の皆様への通知・照会等 > 令和5年度

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/289500.html>

○通知

142. 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の概要について（R6年2月9日）

窓 口

【事前相談及び申請受付所管課】

- 岐阜県内の市町村(岐阜圏域の市町を除く。)
にある事業所・施設

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県庁12階
岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係

- 岐阜圏域の市町(羽島市、各務原市、山県市、
瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町(岐
阜市を除く。))にある事業所・施設

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53
OKBふれあい会館第2棟4階
岐阜県健康福祉部 岐阜地域福祉事務所 福祉課
地域福祉第二係



お願い

障害福祉サービス事業所等 の関係者の方々へのおねがい

お手数をおかけしますが、変更届や体制届等の提出以外のご用件につきましては、事前に担当者へメールや電話によりご連絡いただき、日程を相互調整いただいたうえで来庁をお願いいたします。



岐阜県のホームページ

<http://www.pref.gifu.lg.jp/page/545.html>

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [子ども・女性・医療・福祉](#) > [障がい者](#) > [法令・計画等](#) > 障害者総合支援法等

障害者総合支援法等

記事ID : 0000545 2020年10月19日更新  [障害福祉課](#)  [印刷ページ表示](#)  [大きな文字で印刷ページ表示](#)

障害者総合支援法・児童福祉法関係

指定事業者の皆様への通知・照会等

指定事業者の皆様への通知文書や依頼文書を掲載しています。

[指定事業者の皆様へ](#)

通知・照会等

障害福祉サービス事業所の指定更新について

[指定更新手続きについて](#)

更新申請

指定申請・給付関係様式集

- [申請・様式集（障害者総合支援法関係）](#)
- [申請・様式集（児童福祉法関係）](#)
- [運営規程集](#)
- [事故・事件等対応](#)

申請・変更届・体制届等の様式

事故報告

指定申請・給付関係様式集

- [申請・様式集（障害者総合支援法関係）](#)
- [申請・様式集（児童福祉法関係）](#)
- [運営規程集](#)
- [事故・事件等対応](#)
- [被災状況報告](#)
- [厚生労働省等通知](#)
- [障害支援区分](#)
- [障害者総合支援法](#)
- [指定基準等の条例](#)
- [実地指導・監査](#)
- [関係担当者会議・事業者向け説明会等](#)
- [業務管理体制の整備](#)
- [研修](#)
- [指定事業所台帳](#)

基準条例

研修関係

就労支援等の事業に関する会計処理

[就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて](#)

就労支援等の事業に関する会計処理の取扱い

加算状況


[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [子ども・女性・医療・福祉](#) > [障がい者](#) > [障害福祉サービス事業等](#) > [事業所一覧](#)

事業所一覧

記事ID : 0026315 2021年3月9日更新  [障害福祉課](#)  [印刷ページ表示](#)  [大きな文字で印刷ページ表示](#)

指定障害福祉サービス事業所等一覧表

岐阜県内における障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業所等の一覧表（令和3年3月1日現在）です。

 [指定障害福祉サービス事業所等一覧表（令和3年3月1日現在）](#) [Excelファイル/1.45MB]

介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（令和2年度）

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業所等の介護給付費等算定に係る体制状況をExcelデータで提供しています。

当該データをもとに、岐阜県国民健康保険団体連合会に事業所情報が登録されていますので、請求事務の参考にしてください（令和3年3月8日更新）。

なお、登録データに誤り等がある場合は、県障害福祉課までご連絡ください。（誤ったまま国保連請求を行うと、支払いができなくなる場合や、後日、給付費返還いただく場合もありますので、ご注意願います。）

また、岐阜市内に所在する指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業所、指定障害児通所支援事業所については、岐阜市長が指定権限を有するため掲載しておりません。

障害者総合支援法に基づく事業所・施設 ※R3年3月8日更新

1.  [指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定同行援護・指定行動援護](#) [Excelファイル/5.21MB]

**報酬の状況を確認
してください。**

ご清聴ありがとうございました。
続いて、各サービス編、虐待防止、
研修計画のご視聴をお願いします。

